

令和4年度ひとり親世帯等 生活支援臨時給付金のご案内

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、
給付金の支給を実施します!!

1. 支給対象者

次の要件を全てを満たす方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)の児童を扶養し、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(低所得の子育て世帯分)を受給されている方
- ② **令和4年度住民税均等割が非課税の方**

※1 令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

※2 令和4年10月1日以降引き続き本市に住所のある方が対象です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が必要**です。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

※お問い合わせは、下記までお電話ください。

■天童市子育て支援課 家庭支援係 (市役所1階 8番窓口)
「ひとり親世帯等生活支援臨時給付金(ひとり親世帯以外分)」窓口
TEL023 (654) 1111 (内線722・723・727)

3. 提出書類

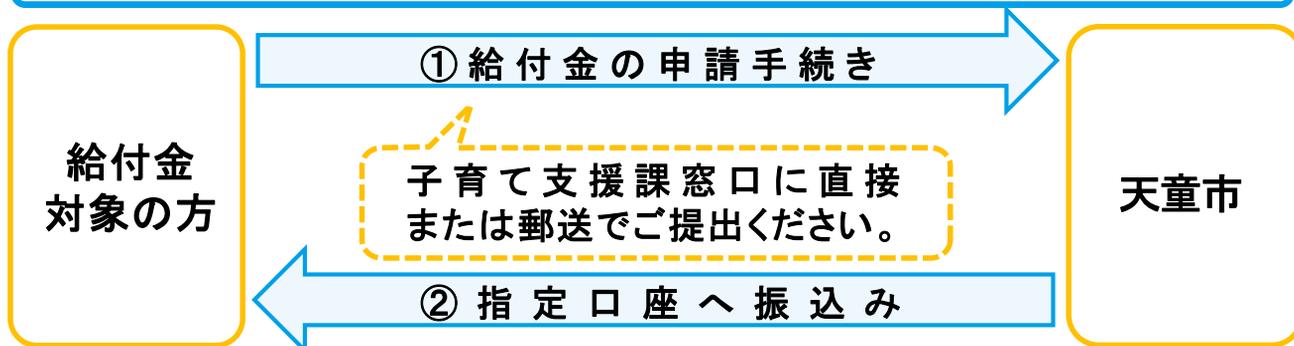
- 1、令和4年度ひとり親等生活支援臨時給付金申請書
- 2、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し等）
- 3、その他必要な書類

※1、2は**必ず提出が必要**です。

対象者には、11月下旬に申請書を送付します。
必要事項を記入し、市育て支援課まで提出してください。
申請内容を確認後、順次支給します。

4. 申請手続き

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに**窓口**に直接、または**郵送**でご提出ください。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。